

令和2年8月21日

オークション参加者 各位



「JU 富山オークション規約」の一部改定について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、下記のとおり「JU 富山オークション規約」の一部改定を行います。つきましては、下記のとおり JU 富山のホームページ上に改定後の規約を公開しておりますので、内容をよくご確認下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

【改定後規約 公開先 URL】

<http://www.ju-toyama.com/aa-kiyaku0208.pdf>

※ URL 中の「-」は全てハイフン（半角）です

令和2年8月21日改定（令和2年9月3日開催 第1541回AAより適用）

【新旧対照表】(No.の数字に*印があるものは本部統一ルール改定に伴うものです)

No.	箇所	改定前	改定後
		条文	条文
1	P2-3 第2章 第24条 ②	(契約解除) J U富山は、会員に下記の事由がある時は、予め催告することなく当該会員のJ U富山オートオークションへの登録参加を解除することができる。 (中略) ② 会員がJ U富山の定める期限までに落札車輛代金を支払わない場合。 (後略)	(契約解除) J U富山は、会員に下記の事由がある時は、予め催告することなく当該会員のJ U富山オートオークションへの登録参加を解除することができる。 (中略) ② 会員がJ U富山の定める期限までに年会費・A A精算書による請求額を支払わない場合。 (後略)
2	P3-1 第3章 第29条 第6項	(禁止行為) 【新規追加】	6. J U富山職員及び外部検査員等に対し直接、出品車輛の評価点や検査内容・表記等に関する苦情や要求を行う行為。 なお、検査内容に関して苦情や要求を行う際は定められた方法にて行うことができる。 (以降、項目番号を繰り上げ)
3*	P10-2 第10章 第90条	(クレーム受付期間) 1. クレーム申し立ては、オークション開催日を含めて5日以内(開催日翌週の月曜日午後5時まで)とする。但し、遠隔地会員(北海道・東北・四国・九州・沖縄並びにこれに準ずる地域)については、5日以内に落札店へ車輛が到着していない場合に限り7日以内(開催日翌週の水曜日午後5時まで)とする。なお、上記期日が事務局休業日にあたる際は、その翌営業日の午後5時までとする。 2. 別表により搬出前までのクレーム受付期間と定めのあるものに関しては、オークション開催日を含めて5日以内の搬出前までとする。 3. クレーム受付期間延長を申請する場合、J U富山が認める事項で天災地域や荒天によって車輛輸送が困難な場合に延長を認める。但し、期間についてはJ U富山流通委員会の裁定によるものとする。	(クレーム申立期間) 1. 基本となるクレーム申立期間 原則としてオークション開催日を含めて5日(翌週月曜日)の営業時間までとする。 また、クレーム申立期間の期間計算には期間中の日曜日および祝祭日を含み、期日の最終日がJ U富山の休業日に当たる場合は、主催商組により翌営業日になることがある。 2. 具体的クレーム事項の申立期間 クレーム事項の種類ごとに別表の申立期間を定める。 3. クレーム受付期間延長 落札車両が基本となるクレーム申立期間内に届かない場合、原則として車両到着日翌日のJ U富山の営業時間までクレーム受付期間の延長を認めるものとする。 ただし、J U富山の搬出期限内に搬出された場合に限るものとし、且つオークション開催日を含めて5日以内(翌週月曜日まで)にJ

		<u>4. 輸送業者の都合や落札店都合での延長は認めないものとする。</u>	<u>ＪＵ富山への申請を必要とする。</u> <u>また、輸送業者等の遅延証明等を提示していただくことがある。</u> <u>なお、期間延長の最長はオークション開催日を含めて 10 日以内（翌週土曜日まで）のＪＵ富山の営業時間までとする。</u> <u>4. 天災、悪天候、繁忙期等によるクレーム受付期間延長</u> <u>天災、悪天候、繁忙期等によって全体的な車両輸送の遅延が認められる場合、またはＪＵ富山の定めにより入金後搬出である場合等、ＪＵ富山の裁定により車両到着日翌日のＪＵ富山の営業時間までクレーム受付期間の延長を認めるものとする。</u> <u>ただし、原則としてＪＵ富山の搬出期限内に搬出された場合に限るものとし、且つオークション開催日を含めて５日以内にＪＵ富山への申請を必要とする。</u> <u>また、輸送業者等の遅延証明等を提示していただくことがある。</u> <u>なお、期間延長の最長は事象に応じてＪＵ富山が裁定する。</u>
4*	P10-3 第 10 章 第 91 条	(クレーム申告期間)	(クレーム申立期間 その 2) (タイトルのみ変更)
5	P12-1 第 12 章 第 107 条	(改定記録) 【追加】	令和 2 年 8 月 2 1 日改定 (令和 2 年 9 月 3 日開催 第 1 5 4 1 回 A A より適用) を追加
6*	別表 I 第 5 項	別表 I 出品申込書記載相違事項の受付期間と裁定 5. レスオプション (クレーム裁定欄) 取り外しが容易に出来るもの (ＪＵ富山の裁定による) はノークレームとする。	別表 I 出品申込書記載相違事項の受付期間と裁定 5. レスオプション (クレーム裁定欄) 取り外しが容易に出来るもの (主催商組の裁定による) はノークレームとする。 <u>また、グレードが未記入の場合はノークレームとする。</u>

7*	別表Ⅲ 第 51 項	別表Ⅲ 具体的クレーム事項の受付期間と裁定 【新規追加】	別表Ⅲ 具体的クレーム事項の受付期間と裁定 51 装備品欄に関する附属品の欠品 評価点付・・・・・・・・書類発送日含む 7 日 R 点・・・・・・・・書類発送日含む 7 日 低価格車・・・・・・・・ノークレーム 商談・・・・・・・・書類発送日含む 7 日 10 年 10 万 k m 超・・書類発送日含む 7 日 (クレーム裁定欄) 部品代 2 万円以上のものとする。 ナビロム、リモコンなど。 (以降、項目番号を繰り上げ)
8*	別表Ⅲ 第 52 項	51. 標準装備品に関する附属品の欠品 評価点付・・・・・・・・書類発送日含む 7 日 R 点・・・・・・・・書類発送日含む 7 日 低価格車・・・・・・・・書類発送日含む 7 日 商談・・・・・・・・書類発送日含む 7 日 10 年 10 万 k m 超・書類発送日含む 7 日 (クレーム裁定欄) 部品代 2 万円以上のものとする。 ナビロム、リモコン、リモコンキー、充電ケーブル、SD カードなど。	52. 標準装備品に関する附属品の欠品 評価点付・・・・・・・・書類発送日含む 7 日 R 点・・・・・・・・書類発送日含む 7 日 低価格車・・・・・・・・ノークレーム 商談・・・・・・・・書類発送日含む 7 日 10 年 10 万 k m 超・書類発送日含む 7 日 (クレーム裁定欄) 部品代 2 万円以上のものとする。 ナビロム、リモコンなど。 ただし、EV 車の充電ケーブルが欠品の場合は低価格車であってもクレームとする。
9*	別表Ⅲ 第 54 項	53. ナビ付属品が後日送付のためナビ本体の動作確認ができない場合 評価点付・・・・・・・・部品発送日含む 5 日 R 点・・・・・・・・部品発送日含む 5 日 低価格車・・・・・・・・部品発送日含む 5 日 商談・・・・・・・・部品発送日含む 5 日 10 年・10 万 k m 超・・ノークレーム	54. ナビ付属品が後日送付のためナビ本体の動作確認ができない場合 評価点付・・・・・・・・部品発送日含む 5 日 R 点・・・・・・・・部品発送日含む 5 日 低価格車・・・・・・・・ノークレーム 商談・・・・・・・・部品発送日含む 5 日 10 年・10 万 k m 超・・ノークレーム
10*	別表Ⅳ 別表Ⅴ	【別表番号入替】	別表Ⅳを別表Ⅴとし、別表Ⅴを別表Ⅳとする
11*	別表Ⅳ	別表Ⅳ ペナルティー裁定基準 ④JU 富山の定める書類提出期限を経過しても書類を提出しない場合 (ペナルティー裁定) ペナルティー 1 万円 以降 1 日経過毎に 2 千円を加算	別表Ⅳ ペナルティー裁定基準 ④JU 富山の定める書類提出期限を経過しても書類を提出しない場合 (ペナルティー裁定) ペナルティー 1 万円 以降 1 日経過毎に 2 千円を加算 (JU 富山の休業日は除く)

12	別表 V 3	別表 V コーナー特性 (クレームに関する事項) 【新規追加】	別表 V コーナー特性 (クレームに関する事項) <u>7MAX コーナー</u> <u>成約金額が 7 万円未満の場合、原則ノークレーム。</u> <u>但し、セールスポイント記載事項、記載ミス、冠水車、消火剤散布車、法的問題車、機関・機構が不良で搬出時自走で積載車に載せられない場合等、JU 富山が重大であると判断した場合はクレーム対象。</u> (以降、項目番号を繰り上げ)
----	-----------	---	---

令和2年8月26日

オークション参加者 各位



「JU 即落サポートご利用規約」の一部改定について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、先日ご案内致しました「JU 富山オークション規約」の一部改定に伴い、JU 即落サポートご利用規約も改定致しました。

当サービスをご利用の際は内容をご確認下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

【改定後規約 公開先 URL】

<http://www.ju-toyama.com/sokuraku-kiyaku0208.pdf>

※ URL 中の「-」は全てハイフン（半角）です

令和2年8月21日改定（令和2年9月3日開催 第1541回AAより適用）

（ 改定後の規約はJUナビでもご覧いただけます。
ログイン後の会場情報画面からご確認ください。 ）

重要

令和2年8月26日

AA 参加者各位

JU 富山

中商連 JU オークション統一規約の改正に伴い 9月3日開催 AA より クレーム延長に関する規定が大幅に変更になります

	旧規定	新規定
対象者	<u>遠隔地会員</u> (北海道・東北・四国・九州・沖縄、並びにこれに準ずる地域)	<u>基本となるクレーム申告期間内に届かない会員</u>
延長の最長	<u>AA 開催日を含めて7日間</u> (AA 翌週の水曜日の17時まで)	<u>AA 開催日を含めて10日間</u> (AA 翌週の土曜日の17時まで)
延長条件	<u>自動適用</u>	① <u>基本となるクレーム申告期間 (AA 翌週の月曜日) の17時までに JU 富山事務局へクレーム申告期間延長の申請が必要です。</u> ② <u>搬出期限 (AA 翌週の水曜日) の17時までに搬出することが必要 です。</u> ※ <u>輸送業者等の遅延証明等を提示していただくことがあります。</u>

【出品店様へ】・・・月曜日までにクレーム延長の申請があった場合、最長で AA 翌週の土曜日までクレーム受付期間が延長されます。

【落札店様へ】・・・従来の遠隔地指定エリアの会員の方も月曜日の17時までにクレーム申告期間延長の申請が必要になります。

今後は落札店様の所在地に関わらず、基本となるクレーム申告期間までに落札車輛が到着しない場合は車両到着日の翌日までクレーム申告期間を延長することができます。